

給付奨学金月額変更願(届)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の給付月額を下記のとおり変更することを願ひ出ます。
なお、確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し学校に提出してください。

奨学生番号					学籍番号	提出日	西 暦 20 年 月 日		
5		0				生年月日	西 暦 年 月 日 (満 歳)		
大学		学部	学科(科)	年次	フリガナ				
短期大学					氏名(自署)				
学校		課程	研究科						

機構使用欄 (変更始期)	年		月	
	2	0		

■ 月額変更

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) (<input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 自宅	入居日	西暦 年 月 日		〒		
	<input type="checkbox"/> 自宅外						
生計維持者住所(自宅)	生計維持者氏名 () 〒						
	生計維持者氏名 () 〒						
変更内容 (該当するいずれかにチェック) <input checked="" type="checkbox"/>	A 通学形態を変更して						
	増額	<input type="checkbox"/> 自宅月額から自宅外月額へ					
	➡ 自宅月額から自宅外月額へ(入居日から提出日まで3か月以内)→入居日の属する月が増額始期(選択不可)						
	➡ 自宅月額から自宅外月額へ(入居日から提出日まで3か月経過)→提出日の属する月が増額始期(選択不可)						
減額	<input type="checkbox"/> 自宅外月額から自宅月額へ ➡ 入居月の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可)						
B 転学・編入学による		<input type="checkbox"/>	増額		<input type="checkbox"/>	減額	
➡ 転学・編入学年月		2	0	年		月	※月額変更始期については、学校の担当者に確認してください。
従前の奨学金月額		円	→	変更後の奨学金月額		円	
変更する理由							

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在支給を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	〒	住所	(親権者・未成年後見人)		電話番号
		氏名(自署)			
	〒	住所	(親権者)		電話番号
		氏名(自署)			

右記に該当する場合のみ
 を記入

親権者は一人のみである。

親権者氏名を上記に改姓している。

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、上記チェック欄(親権者は一人のみである)にチェックを入れてください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

●学校記入欄(必須)

誓約書機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 済
--	----------------------------

※誓約書提出の上、「済」にチェックをしてご提出ください。

学校名 大阪大学
関係課長(※) 教育・学生支援部学生・キャリア支援課長 山口淳志
※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
06 - 6850 - 5037	106005	01

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金(旧制度)月額一覧表(2018年度以降採用者の場合)

区 分		自宅月額	自宅外月額
大学	国立	① 20,000円	② 30,000円
短期大学	公立		
高等専門学校(4・5年次)	私立	① 30,000円	② 40,000円
専修学校専門課程			
大学通信教育(通年スクーリング)		① 30,000円	② 40,000円
夏季・冬季スクーリング		年間 50,000円	
放送大学			

「給付奨学金月額変更願(届)」(以下、「月額変更願」という。)は、上表及び下記事項に留意のうえ記入してください。

1. 自宅通学から自宅外通学に変更する場合

上表①→②に変更:「月額変更願」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。

2. 自宅外通学から自宅通学に変更する場合

上表②→①に変更:「月額変更願」を学校に提出する。
(注意)提出が遅れた場合は遡及して減額処理を行います。

※学校設置者(国公立・私立)が変更された場合も、月額変更手続きが必要です。

**国立の学校における授業料免除に伴う給付奨学金の支給月額
(授業料全額免除の対象となることが判明した場合)**

区 分		自宅月額	自宅外月額
大学	国立	0円	20,000円
高等専門学校(4・5年次)			
専修学校専門課程			